「子育てにやさしい移動に関する協議会」の設置について

平成30年11月22日

1. 趣 旨

- ●公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化の進展に伴い、ベビーカー 使用者を含む子ども連れの方々が移動しやすい環境となってきている が、少子高齢化が進む中、今後、子育てを支援する観点からの一層の環 境整備が求められている。
- ●公共交通機関等におけるベビーカー使用者の利便性・安全性を向上させる観点から「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、ベビーカーの安全な使用やベビーカー利用への理解・配慮を求めるポスターやチラシを活用した普及啓発、ベビーカーマークの作成及び当該マークの認知度向上等の取組を行ってきたところであるが、さらに子ども連れの方々の移動の利便性・安全性を向上させるためには、ベビーカー使用者に限定せず、すべての子ども連れの方々にとって移動しやすい環境を実現するための、より幅広い取組が必要となってきている。

2. 協議会の設置

- ●子育てにやさしい移動環境の整備に向けて、関係者で必要な事項の協議を進めるため、「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を発展的解消し、「子育てにやさしい移動に関する協議会(略称:こそモビ協議会)」を設置するものである。協議の内容は次のとおり。
 - (1) ベビーカー利用の円滑化に向けた今後の取組について
 - (2) 各分野における子育て支援に関する取組について
 - (3) その他子育てにやさしい移動に関する必要な事項
- ●協議会は、学識経験者、子育て等関連団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者により構成する。構成員名簿は、資料1のとおり。
- ●事務局は、国土交通省総合政策局安心生活政策課が担う。